

統合幕僚監部の内部組織に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第24号）第48条の規定に基づき、統合幕僚監部の内部組織に関する達を次のように定める。

平成18年3月27日

統合幕僚長 陸将 先崎 一

統合幕僚監部の内部組織に関する達

改正 平成21年7月31日統合幕僚監部達第5号
平成27年10月1日統合幕僚監部達第15号
平成29年3月27日統合幕僚監部達第5号
平成30年3月30日統合幕僚監部達第4号

（総則）

第1条 この達は、統合幕僚監部の内部組織に関する訓令第44条のカウンターインテリジェンス室を置く課並びに防衛省設置法第22条第8号の規定に基づく統合幕僚監部の所掌事務及び自衛隊指揮通信システム隊に対する防衛大臣の指揮監督について統合幕僚長の行う職務を定める訓令第2条第3号の規定に基づき、コンピュータ・システム共通運用基盤業務を所掌する課を定め、統合幕僚監部の各課に置かれる室及び班並びに首席参事官、参事官、報道官、首席法務官及び首席後方補給官の監督の下に置かれる総括副報道官、法務官、補給官、室及び班等の内部組織等の細部について必要な事項を定めるものとする。

（カウンターインテリジェンス室を置く課及びコンピュータ・システム共通運用基盤業務を所掌する課）

第2条 カウンターインテリジェンス室を置く課は、運用第1課とする。

2 コンピュータ・システム共通運用基盤の開発業務は、指揮通信システム企画課とし、維持・管理業務は、指揮通信システム運用課とする。

（係及び係長）

第3条 室及び班に、必要に応じて係を置くことができる。

2 2名以上で係を組織する場合は、係に係長を置く。

3 係長は、室長又は班長の命を受け、係の事務をつかさどる。

（室、班等の事務分掌）

第4条 課長は、室又は班の内部組織及び所掌事務の細部に関して定めるものとする。

- 2 首席参事官、参事官、首席法務官及び首席後方補給官は、室及び班の内部組織及び所掌事務の細部に関して定めるものとする。
- 3 報道官、首席法務官及び首席後方補給官は、その監督の下に置かれる総括副報道官等、首席法務官付法務官及び首席後方補給官付後方補給官の所掌事務の細部に関して定めるものとする。

附 則

この達は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成21年7月31日統合幕僚監部達第5号）

この達は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日統合幕僚監部達第15号）

この達は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成29年3月27日統合幕僚監部達第5号）

この達は、平成29年3月27日から施行する。

附 則（平成30年3月30日統合幕僚監部達第4号）

この達は、平成30年4月1日から施行する。